

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「事務所の所在地を管轄する警察署長（埼玉県内の2以上の警察署長の管轄に事務所を有するときは、そのいずれかの警察署長）」を「交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）」に改める。

第6条の3から第6条の6までの規定中「最寄りの警察署長」を「交通指導課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。